

# 青色特報!

## 税理士による税務講習会を開催!!

～～相続税・贈与税の節税のヒントが盛りだくさん～～

この度、東京地方税理士会鶴見支部のご協力により税務講習会を開催します。実施時期並びにテーマは次のとおりです。

- 9月：【意外と知らない相続のことや相続税のお話】
- 10月：【これだけは覚えよう生前贈与のポイント】
- 11月：【えっ?! 相続財産（土地・家・美術品・家具家財・株・生命保険など）の評価ってそんな簡単に計算できるの?】
- 12月：【万が一の場合、相続税はどのくらいかかるんだろう?】

各月1回ずつ講習会を開催します。詳細な日程は、8月発行の「鶴申だより」に掲載します。講習時間は、2時間を予定しています。

費用は、受講料、資料代を含めすべて無料です。会員さんのご家族やお友達もお誘い合わせのうえお越し下さい。

内容は、相続税・贈与税のお話を中心に専門の税理士がやさしく、分かりやすく解説します。

各月の講習会は連続ものではなく、単発の講習会ですので皆さんの興味のあるテーマの時だけ出席していただいても構いません。

毎月受講された方は、相続税・贈与税についての相当な知識が得られますので自信をお持ちいただけること請け合いです。

### 鶴見区役所から

#### 平成22年6月1日から市民税・県民税の課税証明書を一本化しました。

今までの課税証明書は、一般用・所得用・非課税用・全件用の4種類を発行していましたが、証明の種類が多く分かりづらいことから、平成22年6月1日から課税証明書を「市民税・県民税 課税(非課税)証明書」に一本化しました。

#### ◎ 証明する内容

- 1 一般の場合  
所得金額（内訳）、給与支払金額、所得控除額、扶養控除等の内訳及び税額を記載しています。
- 2 所得金額の内訳や控除の内訳などの表示を希望されない場合  
所得金額、給与支払金額及び税額のみを表示します。

鶴見区役所税務課市民税担当  
TEL 510-1711



### 労働保険のお知らせ

労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告はお済みですか。申告・納付はお早めに

申告・納付期間は 6月1日(火)～7月12日(月) です。労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

お問い合わせは、  
神奈川労働局 労働保険適用室

適用第1係・第2係(労災・雇用保険及び労災保険のみ)・・・ 電話 : 045-650-2803  
適用第3係 (雇用保険のみ)..... 電話 : 045-650-2865

### 貴方も電子申告してみませんか!

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

利用開始の手続、利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご覧ください。

はじめてみませんか?  
ネットで申告、e-Tax

イータックス

検索

